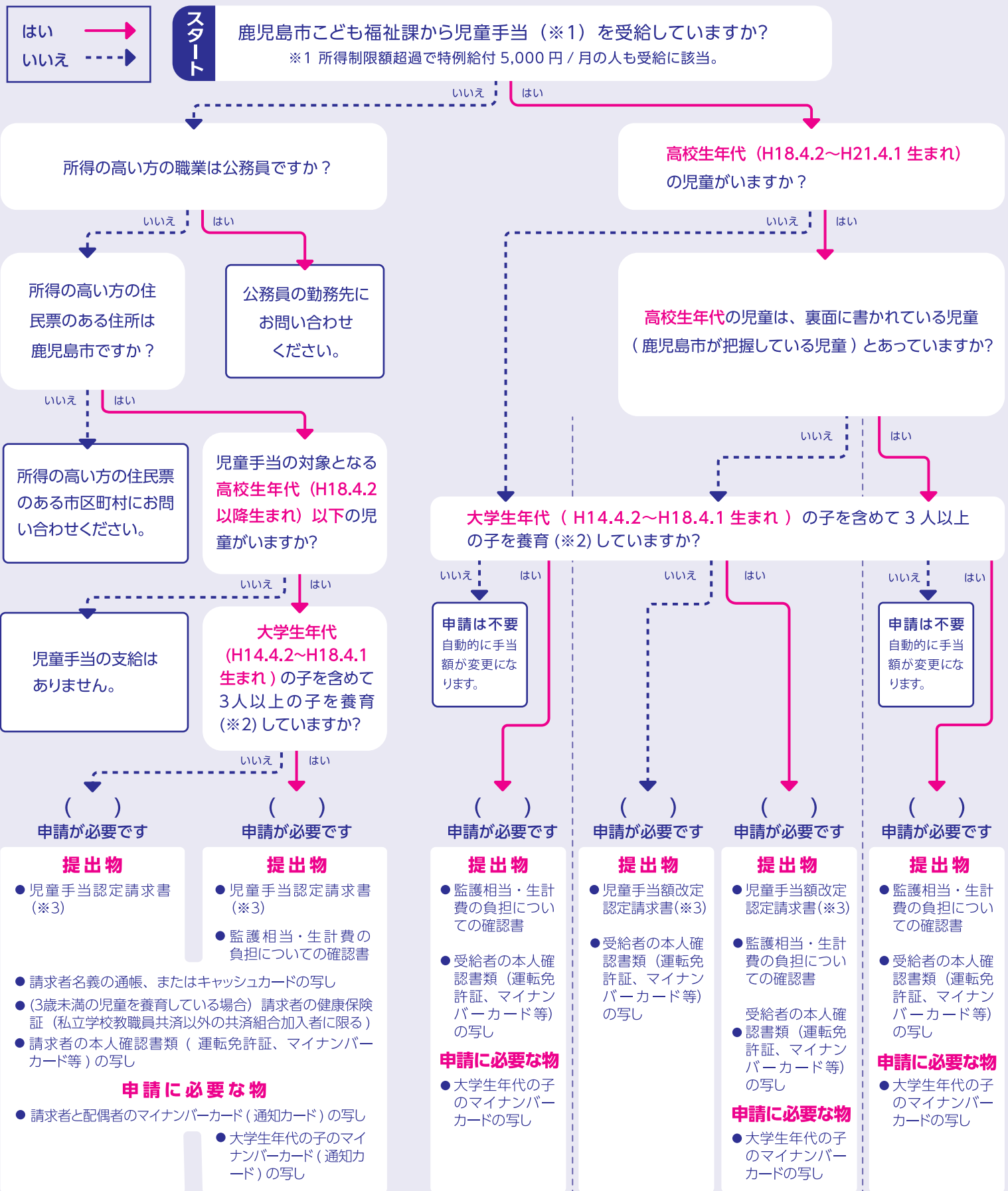


児童手当制度改革 申請手続き確認フローチャート

令和6年10月1日付の児童手当制度改革による申請手続きの必要・不要について、フローチャートで確認し、申請が必要な場合、該当する () 内に○印を付け、このフローチャートも提出物と一緒に提出してください。



※2 大学生年代の子の場合は、親等が監護 (日常生活上の世話及び必要な保護をしていること) し、生活費の相当部分を負担していること。

・例1: 別居の大学生等で、定期的な面会・連絡をしており、主に仕送りで生活をしている場合は養育に該当します。

・例2: 就職している場合や婚姻などにより別居し、父母等から独立して生計を営んでいる場合は、養育に該当しません。

※3 児童と申請者が住民票上別居の場合、「申立書」の提出も必要です。このほかに提出書類が必要になる場合もあります。

提出物については、世帯の状況に応じて異なりますので、全ての様式を同封していません。ホームページからダウンロードしていただくか、コールセンター (216-4555) までお問い合わせください。